

平成30年度 仙台市高齢者虐待対応研修会（1）

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の理念，虐待対応の基本を理解し，市と地域包括支援センターが共通認識を持って，被虐待者本位の対応ができるよう学びます。

日時 平成30年6月26日（木）10：00～12：00

場所 仙台市役所8階ホール

内容 1 高齢者虐待防止について
2 虐待対応の基本について

講師 宮城福祉オンブズネット「エール」
大 嶽 友 和（理事・事務局長，弁護士）
小 湊 純 一（副理事長・スーパーバイザー，社会福祉士）

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（抜粋）

平成二七年五月二九日改正

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義等）

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法に規定する老人福祉施設若しくは有料老人ホーム又は介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

二 老人福祉法に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法に規定する居宅サービ

ス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業若しくは介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

- 6 六十五歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

（国及び地方公共団体の責務等）

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（高齢者虐待の早期発見等）

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

（相談、指導及び助言）

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

（養護者による高齢者虐待に係る通報等）

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

- 3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が通報又は届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させる

ものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

- 2 市町村又は市町村長は、通報又は届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、措置を講じ、又は、適切に、審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

- 2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

- 2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。
- 3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法に規定する老人介護支援センター、介護保険法の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、相談、指導及び助言、通報又は届出の受理、高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により通報又は届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が通報又は届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、通報又は届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。
- 6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 7 養介護施設従事者等は、通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二條 市町村は、通報又は届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

- 2 前項の規定は、地方自治法の指定都市及び中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三條 市町村が通報又は届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

（通報等を受けた場合の措置）

第二十四條 市町村が通報若しくは届出を受け、又は都道府県が報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

（公表）

第二十五條 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があつた場合にとつた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 雑則

（調査研究）

第二十六條 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があつた場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

（財産上の不当取引による被害の防止等）

第二十七條 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

- 2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者につい

て、適切に、老人福祉法の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

行政・地域包括支援センターの責務

総合相談支援，虐待対応，成年後見制度活用

1 『総合相談支援』『権利擁護・虐待対応』（社会福祉士主体）

- （１）地域の総合的な福祉相談窓口設置
- （２）地域生活支援のための関係者ネットワーク化実践
- （３）ネットワークを通じた高齢者の心身状況や家庭環境等の実態把握
- （４）高齢者虐待・権利侵害への対応
 - ① 成年後見制度の活用
 - ア 利用アドバイス
 - イ 市町村長申立
 - ウ 成年後見推薦団体との調整・紹介
 - ② 老人福祉施設等への措置
 - ③ 虐待への対応
 - ④ 対応拒否者等への対応
 - ⑤ 立ち入り調査
 - ⑥ 加害養護者への対応
 - ⑦ 消費者被害への対応

高齢者虐待と虐待対応のありかた

小 湊 純 一。(社会福祉士)

～高齢者虐待とは～

近年、高齢者の虐待について関心が高まっていますが、問題は十分に理解されているとは言えません。多様な状態を包括する定義は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」により明文化されましたが、すべてを包括するものではありません。

高齢者の虐待には遂行（虐待）または放置（無視）があり、故意に苦痛を与えようとした場合と介護者あるいは虐待者の不十分な知識、燃え尽き、怠惰から無意識に苦痛を与えてしまう場合とがあります。

1 権利侵害の背景

- (1) 障がい等により自分の権利を自分で守れない。
- (2) 世話をする側とされる側の上下関係がある。
- (3) 生活支援の場が密室になる。
- (4) 認知症・高齢障害者の理解が不足している場合がある。
- (5) 権利擁護・人権感覚の理解が不足している場合がある。
- (6) 自分で情報を集めて選び判断することが難しい。
- (7) 人には「相性」がある。
- (8) 後見のシステムがまだ一般化していない。

2 なぜ高齢者虐待？

- (1) 高齢者の身体障害、認知障害
- (2) 高齢者が虐待者へ依存（介護、生活援助など）
- (3) 虐待者が高齢者へ依存（特に経済的援助を受けるなど）
- (4) 虐待者の精神的障害（薬物乱用や精神疾患の既往など）
- (5) 家族の社会的孤立

「新たな適応力を必要とする新たな生活様式の変化（ストレスとなる生活上の出来事）」と「暴力の既往」の2つの要因は子供や夫婦間の虐待に関連することわかっていますが、高齢者の虐待との関連は今のところ明らかではありません。しかし、このことは対応するときには考慮する必要があります。

3 高齢者虐待を把握する

- (1) 家族や現在介護をしてもらっている者に対して恐れをいんでいる
- (2) 説明がつかない怪我、骨折、火傷がある。
- (3) 放置、暴力等の虐待を受けている。
- (4) 身体抑制を受けている。
- (5) 財産が搾取されている。

4 高齢者虐待とは

- (1) 身体的虐待
- (2) 介護放棄（ネグレクト）
- (3) 心理的虐待
- (4) 性的虐待
- (5) 経済的虐待

※ 消費者被害

5 通報と緊急性の判断

緊急性があると判断した場合は、直ちに保護を行う必要があります。

生命の危険性、医療の必要性、加害者との分離の必要性、虐待の程度と高齢者の健康状態、介護者の心身の状態等から総合的に判断します。

『緊急性の判断』

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 生命が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される<ul style="list-style-type: none">・骨折、頭蓋内出血、重症のやけどなどの深刻な身体的外傷・極端な栄養不良、脱水症状・「うめき声が聞こえる」などの深刻な状況が予測される情報・器物（刃物、食器など）を使った暴力の実施もしくは脅しがあり、エスカレートすると生命の危険性が予測される2 本人や家族の人格や精神状態に歪みを生じさせている、もしくはそのおそれがある<ul style="list-style-type: none">・虐待を理由として、本人の人格や精神状態に著しい歪みが生じている・家族の間で虐待の連鎖が起こり始めている3 虐待が恒常化しており、改善の見込みが立たない<ul style="list-style-type: none">・虐待が恒常的に行われているが、虐待者の自覚や改善意欲が見られない・虐待者の人格や生活態度の偏りや社会不適応行動が強く、介入そのものが困難であったり改善が望めそうにない4 高齢者本人が保護を求めている<ul style="list-style-type: none">・高齢者本人が明確に保護を求めている |
|--|

(参考) 東京都高齢者虐待対応マニュアル

1 高齢者虐待対応の指針

(1) 虐待の判断

- ① 虐待や放置，搾取を判断するためには，その頻度，継続時間，激しさ，重大性，結果を把握し検討します。
- ② 虐待を見分けるには，被虐待者自身の認識，つまり本人がその行動を虐待としてとらえているか，それを改めるための対応を受け入れる用意があるか，によって左右されることが多い。
- ③ 虐待と放置を確認するには以下を確認する必要があります。
 - ア 現時点での問題は何か。
 - イ 虐待，放置，搾取の危険性があるか。
 - ウ 問題の性質として激しいか，頻回に起こるか。
 - エ 危険性の緊急度はどうか。
 - オ 介護者が虐待者となりうるか。
 - カ 家族のケアは一貫性があるか。
 - キ 過去に介護者が暴力をふるったり，虐待や放置，搾取しているか。介護者は本人以外の他者に暴力をふるったことがあるか。
 - ク 在宅サービス（フォーマルサービス）は信頼できるか。
 - ケ 在宅サービスの機関のスタッフは，根底にある問題に対応する姿勢をとっているか。
 - コ 家族は問題を改めようとする用意があるか。
 - サ 虐待を行なっている者，または被虐待者に薬物依存はあるか。
 - シ 状況は緊急を要するか。

- ④ アセスメントの目標は，以下を把握することです。

- ア 虐待，放置，搾取が起きているか。
- イ 本人が自己の利益にそって意思を決定し，同時に自分で決定したことのもたらす影響について理解する能力があるか。
- ウ 本人の危険性はどのようなレベルか。
- エ 福祉，医療，裁判所による法的仲裁，保護等の緊急介入の必要性はあるか。

- ⑤ アセスメントの最初の段階は，虐待が本当にあるのかを確かめることです。介護者が善意を持っているにもかかわらず，迫害されている錯覚苦しんでいる高齢者もいます。このような高齢者は専門家による精神科的治療を受ける必要があります。

(2) 分析の方法

- ① 被虐待者との面接
- ② 被虐待者に脅迫的と受け止められない方法で面接し，虐待の訴えやアセスメント項目によって虐待を確認します。
- ③ 当初はできないかもしれないが，虐待しているかもしれない者は同席せず，本人

と2人だけで話を聞くことが重要です。

- ④ 本人が不当な扱いを受けていると明確に言う（助けを求める。）ことが、介入するかどうかの決め手となります。
- ⑤ 本人が訴えを取り消す場合には、訴えの妥当性を判断します。
- ⑥ 被虐待者の意思決定能力を見極めます。

ア 記憶障害や機能の問題があっても、自分の安全性に関して適切に意思決定することが可能である。ある一定期間ありのままの状態を観察し、高齢者の意思決定能力を評価すること。

イ そのうえで、現在の環境に被虐待者がいることの危険性について判断します。危険であれば、裁判所が後見人をたてたり、精神科の措置入院を検討しなければならない場合もあります。

- ⑦ 被虐待者の訴えや、示唆された虐待を調査します。

ア 被虐待者からの訴えや虐待の可能性が観察されたら、できるだけ早く、医師、被害者の親戚、在宅サービス提供者に紹介し、面接して情報を得ます。

イ 虐待をしていることが疑われる者との面接も、ケアの方向性を探るために有効である場合もあります。介護者に面接は通常高齢者と別々に行なうことになっていると伝え、評価者と2人で面接し、介護者の善意や健康状態、能力について評価します。

ウ 被虐待者は、評価者が虐待者と2人きりで面接することを嫌がる場合があります。

本人の訴えが間違っていると言われる、仕返しされる、施設に入所させられる、家族の支えをなくす、家族問題が露呈する、といったことを恐れるためです。

エ 経済的な虐待は露骨な場合把握は難しいですが、介護者が被虐待者に金銭を強要している場合は、同時に身体的心理的虐待も引き起こす可能性があります。

（3）ケアの方向

- ① 要因を取り除く

ア 虐待や放置、搾取への適切な対応は、個々のケースにより大きく異なります。

イ ソーシャルワーカーは、家族とともに起こる可能性のある虐待や放置に結びつく要因を取り除いて、状況を静めさせることができる場合があります。

- ② 介護者から被虐待者を引き離す

ア 訪問介護や短期入所、通所サービス、虐待をしている可能性のある、あるいは怠惰な介護者から本人を引き離す時間的余裕をつくるために導入する。

（4）ケアを決定するための意思確認

- ① すべての被虐待者に対し、以下を確認します。

- ア 緊急の身体的危険にさらされているが、そうであれば、評価者は直ちに高齢者を現在の環境から移す（離す）手段をとります。
- イ 被虐待者は介入を受け入れるか。
- ウ 在宅サービスの導入や増加は、虐待の状況を改善できるか。
- エ 介護者が現在の介護負担に耐えられるよう、介護者に対するカウンセリングや支援または医学的治療が必要か。
- オ 被虐待者の訴えに根拠がないようならば、精神科的診断や治療が必要か。

（５）再アセスメント

- ① 定期的な再アセスメントは、虐待の証拠が決定的でない場合も含めてすべての利用者に必要です。

（６）緊急体制を整える

- ① 被虐待者は援助を断ることもあります。断られた場合は、緊急の援助（電話番号、適切な通報・相談先）について情報を書面で知らせ、適切な相談受付と対応の体制をとる必要があります。

(参考) 宮城福祉オンブズネット「エール」の行動規範 (2004. 10. 24～)

キーワード

- ①目的の正当性 ②手段の相当性 ③適正な手続き

宮城福祉オンブズネット「エール」は、高齢者・障がい児者の権利を守るため、以下の行動規範を定めます。

- 1 役割・立場をわきまえて行動します
- 2 正当な目的を持って行動します
- 3 法令を遵守して行動します
- 4 手続きのルールに基づいて行動します
- 5 客観性と判断の根拠を持って行動します
- 6 リスクとその対応策を持って行動します
- 7 自己のモニタリングと評価の仕組みを持って行動します

その他

1 緊急介入の定義

緊急介入とは、緊急性が非常に高いため、「エール」の行動規範4の手続きを満たさないで介入せざるを得ない場合をいう。

- ① 生命が奪われる恐れがある時
- ② 身体が傷つけられている、もしくは傷つけられる恐れがある時
- ③ 自由が奪われている時、もしくは奪われる恐れがある時
- ④ 名誉・プライバシーが侵害されている、もしくは侵害される恐れがある時
- ⑤ 財産が奪われている時、もしくは奪われる恐れがある時

2 相談者との契約

「エール」は、相談者からの依頼があったことを明らかにした上で行動します。

3 市町村及び公的相談機関から「エール」に相談があった場合の対応

専門的機能・知識、解決のためのノウハウを持って

- ① 公的サービスが有効に機能するように助言する。
- ② 公的サービスが有効に機能するように調整する。
- ③ 必要に応じて共に行動する。

高齢者虐待対応専門職チーム研修

演習事例

「高齢者虐待防止法活用ハンドブック」(民事法研究会)から引用

事例 1

公営団地に住んでいるA子さんは、75歳、もともとは一人暮らしであり、収入は遺族年金のみである。認知症などはなく、理解力はしっかりしているが、最近、足腰が弱って、歩行などが不便になり、自力での外出もなかなか困難になっていた（要介護度1）。数ヶ月前から、娘夫婦がA子さんの家に住みつくようになった。失業したために家賃が支払えず、明渡しを迫られて転がり込んできたらしい。同居してからは、A子さんの遺族年金を巻き上げて、生活費に使ったり、また夫婦はパチンコに興じているようである。このような事実が団地の自治会長の耳に入った。ゴミ出しもしなくなり、同じ公団の住民らが全くA子さんの姿を見かけなくなったという情報からであった。たまたまA子さんの家の玄関が開いていたので、隣の方が心配して部屋の中をのぞいてみたところ、奥の部屋はゴミの山になっていた。そして、そのゴミの山の片隅で、A子さんは汚れた下着姿で、しかも非常に痩せた感じで座っていた。

Q 1 「虐待行為」の基準判断

高齢者虐待防止法2条には、虐待行為について定義が書いてありますが、実際の行為が虐待に当たるかどうかは、どのように判断するのですか。この事例のようなことがあれば、虐待と考えてよいのでしょうか。判断の視点や基準を教えてください。

Q 2 虐待の早期発見のためのサイン

私は、介護支援専門員（ケアマネジャー）をしています。事例1で自治会長さんから相談を受けたのですが、確かに虐待を疑ってみる情報があり、早期の対応が必要です。こういった早期発見のために、私たちは普段の仕事において、どのようなことに気を付けておくべきでしょうか。

Q 3 虐待の通報

事例1の自治会長さんは、最初は誰に相談すべきかどうか迷ったうえ、どこに相談してよいかわからず、警察などに相談しましたが、うまくいかなかったそうです。高齢者虐待については、どのような場合に、どこに相談や通報をするべきなのでしょう。

Q 4 被虐待者の分離・保護の方法

私は、事例1の自治会長さんから相談を受けた市の高齢者虐待通報受付窓口の担当で

す。その後、保健師に家庭訪問してもらって調査した情報からすると、A 子さんからは悪臭が漂い、また部屋の中を這って移動していたことがわかりました。また、一見したところでは、やせ細った体になっていたということです。早急に A 子さんを保護したいのですが、どのように行うべきでしょうか。

Q 5 被虐待者による世帯分離

事例 1 では、養護者もショートステイの利用をしぶしぶ承諾したので、施設を 1 週間利用しました。ショートステイの間に、A 子さんと施設職員や担当職員が何度も話をして今後の生活を相談したところ、本人は虐待をしている娘夫婦との同居を拒み、単身での生活を希望しています。このような場合、どのような方策がありますか。

Q 6 経済的虐待の救済手段

事例 1 で、A 子さんは、特別養護老人ホームに入所したいということになりました。しかし、依然として、A 子さんが受け取っている遺族年金を、娘夫婦が勝手に使っています。このような場合、どのような方法で、財産の侵奪を防ぐことができますか。

事例 2

B子さん（80歳代）は、一人息子（50歳代）との二人暮らし。かなり認知症が進んでおり、人とのコミュニケーションも難しい様子である。要介護度4で、2年前から、デイサービス週2回、ホームヘルパー週1回のサービスを受けている。収入は本人の老齢厚生年金のみである。息子はリストラにあった後は無職であり、精神的な疾患も抱えているようである。最近、デイサービスを利用する際、しばしば体にアザをつくってくることが多く、また昼食もむさぼるように食べるようになった。先週のデイサービスの利用のとき、大きなアザがあったので嘱託医に受診させたところ、骨折していた。どうしたか尋ねても、本人からの回答は要領を得ない。

Q 7 虐待についての記録と証明手段

私は、事例2のB子さんの通うデイサービスのスタッフですが、以前から、ご本人の様子や体のアザなどから、自宅で虐待があるのではないかと疑っていました。そういう場合には、私が見たことを記録に付けたほうがよいのでしょうか。それから、骨が折れていたのです、今後は具体的な対応をしていくことになりますが、虐待を証明するために、どのような証拠や資料が求められるのでしょうか。

Q 8 虐待対応のための集団的検討—個別ケース会議

私は、デイサービスを実施している施設で働いている職員ですが、B子さんへの虐待の疑いについて、早急に何か対応すべきだと思っていますが、初めてのケースで、どのようにしていけばよいかわかりません。どうすればよいのでしょうか。

Q 9 「やむを得ない措置」の活用

早速、B子さんを医師に受診させて治療をするとともに、デイサービスの職員から包括支援センターの職員に連絡をとり、個別ケース会議を開催してもらいました。医師の診断では、骨折については通院治療で十分とのことでしたが、やはり危険な状態なので、一時分離が必要という結論になりました。ただ、行政担当者の方が、息子さんが暴力を振るったとは限らないから、「やむを得ない措置」はできないのではないかと思います。どのような場合に「やむを得ない措置」が活用できるのでしょうか。

Q 10 高齢者虐待対応の中核機関

再度、個別ケース会議で検討した結果、行政担当者にも理解していただいたようで「やむを得ない措置」でショートステイできるようになったのですが、息子さんがデイサービスの職員に文句を言ってきました。「虐待だと誰が決めたのか。その責任者を出せ」というのです。児童虐待では児童相談所が虐待であることを認定し、親権停止などのために動きますが、高齢者虐待の場合はどのようにになっているのでしょうか。

Q 1 1 サービス利用を拒否する世帯への対応—立入調査権も含めて

今回はうまくショートステイでの措置までいきましたが、もし B 子さんが骨折したことが発覚することを息子が恐れて、その後デイサービスもホームヘルパーも、一切のサービスの提供を拒否し、「自分が親の世話をするから関係ない」として家に閉じ込もってしまった場合、あるいはそもそも最初からサービスを利用しておらず、保健師などの訪問でサービス利用を勧めても頑なに拒否するような世帯には、どのように対応していけばよいのでしょうか。

Q 1 2 虐待する養護者に対する面会の制限

私はこの B 子さんを受け入れたショートステイ先の特別養護老人ホームの職員です。先日、どうしてわかったのか、虐待をしていた息子さんが面会を求めてきました。ここにご本人がいるかどうかにも答えずに帰ってもらいましたが、その後も何度か来ます。やはり息子さんなので、ここにいるかどうかを答えなければいけないのでしょうか。また、面会をさせるべきですか。

Q 1 3 成年後見制度の活用

事例 2 では、ショートステイについて「やむを得ない措置」をしましたが、今後、新しい生活場所をそうするのか、自宅に戻れるのか、特別養護老人ホームに入所するのかなどについて、ご本人は判断能力がないので、それを決めることのできる方が必要です。年金などの管理も息子さんに任せるわけにはいきません。高齢者虐待についても、成年後見制度の活用や保全処分としての財産管理人の選任が効果的だと聞いたことがあります。ただ、どうもイメージがわからないので、具体的な活用方法を教えてください。

事例 3

C 夫（70 歳代）は、脳梗塞の後遺症により歩行に介助が必要で、認知症により要介護度 3 の状態である。娘・孫と同居しているが、娘が、突然認知症による徘徊や奇行を繰り返すようになった父への対応にパニックとなり、週 2 回のデイサービスの利用以外は C 夫を 1 階の部屋に閉じ込め、食事はつくって部屋に運ぶだけで、半ば放置していた。孫は仕事で夜遅くまで帰宅せず、本人の介護には全く無関心。最近になって、1 階の部屋に板を打ち付けて外に出られないようにしているのを、地域の民生委員が知った。そこで、この民生委員が、C 夫を担当しているケアマネジャーに相談し、一緒にこの娘への対応に取り組んだところ、娘には父の認知症への不安やそれによるストレスがあることがわかった。そこで、娘を地域住民の集まりや介護者の家族会などに誘い、孤立感を徐々に取り除いていった。一方、父へはヘルパー派遣やデイサービスの利用を増やすことで、自宅からの分離をせずに娘への支援を継続し、見守っている。

Q 1 4 虐待の発見の端緒

私は学生で、福祉の勉強の一環で虐待のことを学んでいるのですが、この事例のように民生委員さんが虐待を発見することはよくあるのでしょうか。具体的に、在宅の高齢者虐待はどのようなところで発見されることが多いのでしょうか。

Q 1 5 虐待の状況に応じた対応方法

高齢者への虐待への対応としては、直ちに分離して保護するということになるのですか。事例 3 では同居のまま対応していったようですが、事案によっていろいろな対応があり得るのでしょうか。

Q 1 6 「養護者」への見方と養護者支援の方法

事例 3 もそうなのですが、高齢者虐待のあった家庭の親族について、「虐待者」として扱うことに抵抗があります。認知症の症状にパニックになった娘さんの気持ちもわかります。また、他の例でも、養護者に精神障害があったり、経済的困窮があるなどの状況があります。高齢者虐待防止法には、「養護者の支援」ということが明記されていますが、具体的にはどうすべきということでしょうか。

Q 1 7 分離・保護から在宅復帰への支援

高齢者虐待への対応として、本人を虐待していた親族から分離して、安全な環境での生活を確保することがありますが、その後は自宅に戻ることができないケースが多くなっています。それでよいのだろうか、いつも気になっています。事例3は、部屋に閉じ込めたという、一見かなり緊急性が高い事案のようにも思えますが、自宅から分離せずに、地域の中で暮らしていけるようにしたところに感心しました。高齢者が自宅に戻って暮らせるようにするには、どのような視点で実践にあたればよいのでしょうか？

Q18 高齢者虐待への対応と個人情報保護

事例3の虐待を発見した民生委員です。私が「娘さんによる虐待かな」と思った情報について、ご本人や家族の了解なく、デイサービスの方や高齢福祉課の職員さんに話をしたり、個別ケース会議にかけてもらうように働きかけてもよかったのでしょうか。個人情報保護法との関係で気になります。また、デイサービスの職員の方がご本人の心身の状況について、かかりつけ医に情報を聞こうとしたのですが、「家族の了解がなければ教えない」と言われました。このような場合、どうすればよいのでしょうか。

平成30年度 仙台市高齢者虐待対応研修会（1） 振り返り

テーマ	『当事者主体の支援』
所属	行政 ・ 包括 ・ その他（ ）

受講の振り返り①

高齢者虐待防止について	1：十分に理解できた 2：まあまあできた 3：不十分だった
虐待対応の基本について	1：十分に理解できた 2：まあまあできた 3：不十分だった

受講の振り返り②

項 目		コメント
1	「高齢者虐待対応」についての講義・演習によって得たことは何ですか	
2	得たことを実践でどのように活かそうですか	
3	「高齢者虐待対応」に関連して、更に学んでいく必要があると考えることは何ですか	
4	その他、この研修で感じたことなど	

平成30年6月26日